

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況】

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題の一つとしており、企業価値の持続的な向上を図るため、経営の迅速かつ的確な意思決定と業務執行に対する監査機能のもと、公正で透明性の高い経営体制と、適時かつ適切な情報開示体制の構築に取り組んでおります。また、当社は従来より信用第一主義を経営の基本方針としており、今後とも株主、取引先、地域社会、従業員などの様々な利害関係者からの信用をより多く得られるよう努めております。更に、当社はガバナンスに関する基本的な考え方をより明確にするため、「企業行動規範」を平成20年9月に制定しました。当社の役職員は当行動規範に則り、社会的な良識に従って、健全かつ透明性の高い企業活動を行うことが要求されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごアセット トラスト	791,300	14.93
鳥羽洋行取引先持株会	272,500	5.14
鳥羽 重良	257,600	4.86
みずほ銀行	253,900	4.79
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / BP2S SYDNEY / JASDEC / AUSTRALIAN RESIDENTS	230,800	4.35
鳥羽 暢	230,200	4.34
鳥羽 聡子	211,000	3.98
竹田 和平	200,000	3.77
鳥羽洋行社員持株会	146,300	2.76
尾日向 宏	139,300	2.62

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
尾関 真一郎	他の会社の出身者									
1 会社との関係についての選択項目										
a	親会社出身である									
b	他の関係会社出身である									
c	当該会社の大株主である									
d	他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している									
e	他の会社の業務執行取締役、執行役等である									
f	当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である									
g	当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている									
h	本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している									
i	その他									

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
尾関 真一郎	独立役員に指定しております。	尾関 真一郎氏は、長年他社において取締役・監査役を経験しており、財務・経理に関する豊富な知見を有しているとともに、法務に関する知識も高いため、コンプライアンス・リスク管理にも貢献できることにより、取締役の意思決定における正当性・客観性を確保できるため。 なお、同氏は一般株主と利益相反に該当する事実はなく、中立・公平な立場を保持できると判断しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

社外取締役1名 平成17年6月16日 就任
当期開催の取締役会17回の全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人(あずさ監査人)との連携に関しては、基本的に各決算期間(中間及び四半期を含む)における会計処理及び決算内容に関する会計監査を受けるとともに、その結果に関する意見交換を監査の都度行い、適正な会計処理及び健全な経営の維持に努めております。
また、会計監査人の事業所往査、棚卸立会等が行われる場合は、監査役も随行し、独自でも現状分析を行い、その往査結果についての監査役報告会において意見交換を行う等、緊密な連携を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査報告書を都度閲覧し、必要に応じて内部監査室に詳細な説明を求め、内容について協議する。重要な事項については取締役会に問題を提起し、改善をはかる。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
上田 正	他の会社の出身者									
池田 圭介	学者									
金森 浩之	公認会計士									

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
上田 正		上田正氏は、金融機関出身であるとともに、幾多の企業の社外監査役を歴任しており、これらの経験を生かし、中立的な立場において、取締役会の意思決定における妥当性・正当性を確保するため。
池田 圭介		池田圭介氏は、大学工学部名誉教授として、専門的な知見を有しているとともに、企業との接点はなく、中立的な立場において、取締役会の意思決定における妥当性・正当性を確保するため。
金森 浩之		金森浩之氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人の代表社員も務めており、会計・監査等に関する専門的な見地から、会計監査人と連携し財務・経理の適正性をチェックするため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

社外監査役3名

- ・上田 正
当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また当期開催の監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて適宜意見を述べております。
- ・池田圭介
当期開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に大学工学部名誉教授としての専門的見地からの発言を行っております。
- ・金森 浩之
当期開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち11回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の任期を1年と定めております。各取締役と相談し、特別なインセンティブの付与は行っておりません。基本的には、当該年度の業績に応じて役員賞与を株主総会に議案として提示し株主総会の都度審議していただいております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明 更新

- (1) 取締役及び監査役に支払った報酬
 取締役 7名 63,825千円 (うち社外取締役 1名 2,400 千円)
 監査役 4名 16,080千円 (うち社外監査役 3名 7,200 千円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- (1) 社外取締役または社外監査役を補佐する担当セクションは、現在ありません。
- (2) 監査役会は、常勤の監査役が日常の会社の運営状況を監視する体制となっております。常勤監査役は、日常での監視の中で、発見した問題については、必要に応じて通知文章を発行するか、監査役会において報告する等の方法によって、社外監査役への情報伝達または、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

<現状の体制を採用している理由>

当社は、監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役は3名を選任しております。常勤監査役1名を含めた4名体制により経営に対する監視を行っております。
さらに、取締役の経営判断における客観性・安定性を確保するため、社外取締役も1名選任しております。社外取締役は、独立役員にも選任されており、確実に独立した立場から取締役会に出席するほか、取締役の業務執行において直接報告及び相談を受けること等により、各取締役がより客観性を持った経営判断及び業務執行ができるよう監督しております。
なお、取締役会は総数7名体制で構成しており、少数制による迅速な意思決定ができる体制であるとともに、社外取締役を選任していることにより、取締役の業務執行における公正かつ客観的な判断が確保できる経営体制であるものと理解しております。今後とも、継続してガバナンス確保を念頭ににおいた経営システム構築を目指す方針であります。

各機関及び部署における運営、機能及び活動状況は以下の通りです。

a. 取締役、取締役会

取締役会は取締役7名(うち社外取締役1名)で構成され、会社の経営目標や経営戦略等、会社の重要な事項を協議・決定するとともに、取締役の業務の執行状況を監督しております。
原則毎月1回開催するとともに、必要に応じ、適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会へは監査役4名も参加し、積極的な意見を求め、客観的、合理的な判断を確保する運営を行っております。
なお、経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としております。

b. 監査役、監査役会

監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。
監査役設置会社として、監査役4名(うち、常勤監査役1名、社外監査役3名)で監査役会を構成し、原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じ、適宜臨時監査役会を開催しております。
各監査役は取締役会をはじめ、必要に応じて社内の各種会議に出席するほか、各営業所等への往査を行い、役職員の職務の執行状況を随時監査しております。

c. 内部監査

取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、社内の各組織の業務の執行状況について、法令、社内諸規程や業務記述書に基づいて適切に処理されているかについて、定期的かつ厳正に監査を実施しております。監査結果については、取締役社長及び必要な部署に報告する仕組みとなっております。

また、必要に応じて、監査役とも密接に連携し、情報の共有化はもとより、効率性・正確性の高い監査活動を行う体制となっております。

d. 監査役監査

監査役は、取締役会に全員参加を原則とし、積極的に質疑、意見表明を行っております。その他、内部監査室と密接に連携し、その報告書はすべて閲覧するとともに、状況に応じて各営業等の往査を行っております。
また、会計監査人(監査法人)からは、年2回以上の会計監査内容及び内部統制の状況等に係る報告を受ける体制となっております。

e. 会計監査

会社法に基づく、会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査については、あずさ監査法人と契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

なお、当社の業務を施行した公認会計士に関する事項は以下の通りです。

- ・業務を執行した公認会計士
都甲孝一(あずさ監査法人)
寺田昭仁(あずさ監査法人)
- ・監査業務に関する補助者の構成

公認会計士 5名
会計士補 2名

継続年数に関しては、全員が7年未満のため記載を省略しております。

f. コンプライアンス体制

全社的なコンプライアンス体制の推進のため、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置し、原則として年4回以上定例会議を実施する方針であります。

また、内部監査室は社内におけるコンプライアンス体制の整備状況及び運営状況の監査を行っております。

全社員に対しては、コンプライアンスを実践するために作成した「コンプライアンスブック」を、朝礼等の際に繰り返し読み合わせを行うことを義務付け、社員への浸透を図っております。

さらに、当社顧問弁護士事務所を公益通報窓口として指定し、社員等からの組織的または個人的な法令違反行為等について、適切に処理できる体制を整備し、不正行為等の早期発見と是正を図ることに努めております。

g. リスク管理体制

リスク管理体制の強化・推進のため、リスク管理委員会を設置し、原則として年4回以上定例会議を実施する方針であります。また、自然災害やパンデミックなどの際にも、事業を継続していくために必要な体制作りにも努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は従来より集中日を回避した株主総会の設定を心掛けております。本年は、平成22年6月17日(木)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当期におきましては1回(平成22年1月:東京)実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間・本決算の都度実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載		なし
その他	ホームページをリニューアルし、IRに関する内容を充実させております。(平成21年12月)	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、社是はもとより、平成20年9月に「企業行動規範」を制定し、役職員の日々の行動に関する指針を明確にしております。当該規範において、ステークホルダーの立場の尊重について明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、平成19年2月に、本社及び全ての営業所で環境国際規格(ISO14001)を取得、また、本社ビル設備にあっては、太陽光発電を採用するなど、環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動規範」において、当社のステークホルダーに対する情報提供に係る透明性を明示しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 企業行動規範、社是及び社内諸規程を当社及び当社グループ企業活動の規範とし、取締役及び使用人に対して定期的・恒常的な研修活動を実施するとともに、職位を通じて適正な業務執行と監督を行い、法令、社内諸規程及び社会倫理に則った企業活動をする。
 - 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程等に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、各取締役は会社の業務執行状況に関して取締役会に報告を行うことにより、取締役の職務執行を相互に監督する。
 - 当社及び当社グループのコンプライアンス活動の基準となるコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの徹底を図る。コンプライアンス体制として、取締役社長は常勤取締役の中から法令遵守統括責任者を任命する。法令遵守統括責任者はコンプライアンス委員会の委員長となり、各委員とともにコンプライアンス上の重要な事項を審議するとともに審議の結果を取締役社長に報告する。また、コンプライアンス委員会の各委員は、全社的なコンプライアンス推進に関わる課題及び対応策を協議・承認する体制とする。
 - 取締役及び使用人の職務執行が法令、定款及び社内諸規程を遵守して行われているかを監査するため、取締役社長の直轄組織として内部監査室を設置し、遵守状況を定期的に監査して取締役社長及び監査役に報告する体制とする。
 - 使用人等が、内部通報窓口(顧問弁護士)を通して直接違反行為に関する情報を提供し、会社は速やかに当該違反行為を認識し対処できる体制をとるとともに、公益通報者保護規程で通報者に不利が生じない措置を講じる体制とする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、文書管理規程及び文書取扱マニュアルに基づき、保存媒体に応じて適正に保存・管理するとともに、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制とする。
 - 電磁的方法で記録・保存された文書等については、情報管理規程に基づき管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに、社外からの不正アクセス防止措置を講じる。
 - 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理の状況に関しては監査役の監査を受ける。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を設ける。リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を設置して、想定されるリスクを可能な限り把握、認識及び分析して、それらに対する未然防止または発生したリスクの損害を最小限に食い止める体制を講じる。また、職務権限規程、情報管理規程、営業債権管理規程、安全保障輸出管理規程及び災害緊急時マニュアル等において、平常時に想定されるリスクに対応する規程を網羅し、取締役及び使用人に徹底する。
 - リスクを未然に防止するために、取締役社長の直轄部署である内部監査室が、常に各部署の監査を行い、リスクの早期発見、早期解決を行う体制とする。
 - 不測の事態または重大な経営リスクが発生した場合は、取締役社長を筆頭とする対策本部を設置して、迅速かつ適正な対応を行い、損失を最小限に防ぐための体制を講じる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社及び当社グループの経営に関する重要な事項の審議・決定を行う。
 - 業務執行する取締役は、経営計画を達成するための、担当職務の具体的な方針、目標及び実行計画を策定し、計画に基づく業務執行状況を定期的かつ適宜に取締役会に報告するとともに、計画に対する進捗の状況及び対策を取り纏め取締役会に報告する。
 - 取締役会の決定に基づく業務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの業務の役割、責任及び責任者等について詳細に定めてあり、当該規程に基づき効率的運営及び責任体制を確立する。
 - 内部監査室は、各業務が社内諸規程に照らし正しく処理され、効率的に実行されているかの監査を定期的実施し、その結果を取締役社長に報告する。取締役社長は、当該報告で重要な事項については取締役会に報告する。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令等に則り、有効かつ適切な内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う体制を整備する。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 関係会社管理規程を定め、当該規程に基づき当社グループの業務の適正を確保する。
 - コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスリスクを管理・推進する。
 - 監査役及び内部監査室は、当社グループの監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する体制とする。
 - 金融商品取引法に基づき、当社グループは財務報告に係る信頼性を確保するため、その規模等を踏まえ必要かつ適切な内部統制を整備・運用する体制とする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社及び当社グループの使用人から補助者を任命することとし、当該使用人配置の具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役会と協議し、同意を得たうえで取締役社長が決定する。
 - 当該使用人の人事(人事異動、考課等)に関しては、監査役会の意見に基づいて行い、当該使用人は取締役からの独立性を確保する体制とする。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役からの業務執行の状況の報告、情報提供、資料提出の要請等に対して速やかに応じる環境を恒常的に整備する。
 - 取締役及び使用人は、監査役に対し法定事項はもとより、当社及び当社グループに関し重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の活動状況、内部統制システムの構築に関する部門活動状況及び内部通報の状況等のリスク管理に関する重要な事項を報告する。
 - 常勤監査役は、取締役会のほか、社内の業務の執行報告及び意思決定等の重要な会議に出席する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施する。
 - 監査役は、取締役社長との定期的な会議を設け、相互認識を深める体制とする。
 - 監査役は、その必要性を認めた場合は、監査の実施にあたり顧問弁護士等の専門家との連携を行う。
- (10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方
- 市民社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求及び妨害行為に対しては、警察、弁護士等の関連機関と緊密に連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

■ その他

1. 買収防衛に関する事項 更新

平成22年6月17日現在で、特段の決定はしていません。
買収防衛策の必要性の緊急度は低いと認識しておりますが、将来に備えて調査研究活動に努めております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は明治39年の創業時より、経営理念として「信用第一主義」を貫いてきております。この経営理念を100年に渡り守ってきたことにより、今日の(株)鳥羽洋行が存在します。このような良き企業文化を将来に渡り継承してゆくことが我々の責務と考えております。
今後は、この企業文化をベースにコンプライアンスを含むあらゆる面での社員教育を行い、社員の啓蒙活動を強化継続してゆく所存であります。

当社のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の概要は、下記のとおりであります。

